

審議結果速報

(令和3年10月11日)

陳情3年コロナ対策第19号

鳥取県議会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-19 (R3.09.06)	コロナ対策	酒類の提供禁止に係る要請とコンプライアンスに係る意見書の提出について	不採択 (R3.10.11)
▶陳情事項			
鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関して、酒類の提供禁止に係る要請や、ロックダウンの可否を含む今後の対策におけるコンプライアンスの徹底を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

新型コロナウイルス感染症対策に関連し、7月8日、酒類の提供自粛や営業時間短縮に協力しない飲食店には金融機関経由で働きかける旨、西村経済再生相の発言があった。

発言の背景には、酒類提供自粛が進まない中、資金繩りに苦慮することの多い飲食業界にとって、融資の可否を握る銀行の意向は無視しにくいとの思いがあったのだろう。結局、加藤官房長官は9日の記者会見で「飲食店に対して融資を制限するといったような趣旨ではない」と釈明した。

お金を借りる弱い立場の飲食店に対し、金融機関が営業内容に注文をつける行為は独禁法が禁じる「優越的地位の濫用」にあたる可能性があり、これを政府が要請するのはコンプライアンス上問題がある。酒類の提供自粛は、当然収益に響き銀行による債権回収にも影響するが、これを金融機関に働きかけさせることは、自らの首を自ら絞めることを要請するようなもので、営業の自由にも抵触する可能性がある。また、そもそも飲食店は、十分な補償なきまま、「自粛」ができるはずはなく、十分な財政上の措置が必要となる。

「政府のコロナ対策は、営業時間の短縮や酒類の提供停止など飲食業界に集中している。飲食店の営業の権利に、ここまで介入するほどの実効性があるのかは疑問だ。明確な因果関係がないまま、ひとつの業界を悪者にしてしまった印象がぬぐえない。」との識者の指摘もある。（飯田泰之・明治大学准教授）

釈明・撤回されたものであるとはいっても、政府内における統率が不十分なまま、法的根拠・リーガルチェックの薄弱な「要請」がなされたこと、それにより、多くの飲食店や関係者を悩ませたことについては、再発防止を求める必要がある。

いま議論されている、強権的な移動制限（罰則付きロックダウン）についても、憲法が国民に保障する移動の自由（22条）や財産権（29条）にも関連するセンシティブな問題で、拙速に決定するのではなく、憲法学的な観点から議論の必要があろう。

については、今回の酒類提供禁止要請や今後の新型コロナウイルス感染症対策に関して、コンプライアンスを徹底することを求める旨意見書を提出賜りたく、陳情する。

▶提 出 者

足羽 佑太 (倉吉市)

▶所管委員長報告（R3.10.11本会議）会議録暫定版

全国知事会から国に対して、法整備の検討及び基本的対処方針を変更することのほか、幅広い制限を可能とする国の財源措置を含めた検討を既に要望していることから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（新型コロナウイルス感染症対策総合調整課）

【現 状】

1 「酒類の提供禁止に係る金融機関からの働きかけ」について（西村経済再生担当大臣の発言）

7月8日、西村経済再生担当大臣が、新型インフルエンザ等特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく酒類提供中止の要請等に応じない店舗について、金融機関と情報共有し遵守の働きかけを行う旨を発言。その後「融資を制限する趣旨ではない」と説明されたが、関係者の不安を払拭するため「金融機関への働きかけ」は行わないこととされた。

（7/8 西村大臣記者会見より抜粋）

- ・応じていただけないお店について、金融機関に対して情報共有しながら、遵守の働きかけを行っていただく。
- ・金融機関は日常的にやり取りを行っているので、法律に基づく要請・命令を遵守いただけるよう、働きかけを行っていただきたい。

（7/13 西村大臣記者会見より抜粋）

- ・混乱を招き、飲食店の皆さんに不安を与えることになってしまった。趣旨を十分に伝え切れず反省しているところ。
- ・決して融資を制限したりするといった趣旨ではなかったが、様々なご指摘を重く受け止め、飲食店の皆さんの不安を払拭するため、金融機関への働きかけは行わない。

2 新型インフルエンザ等特別措置法における「国民の自由と権利の尊重」に関する規定

現行の特措法においても、国民の自由と権利の尊重に関する規定が設けられているとともに、国会において「国民の自由と権利の制限は必要最小限」とする旨の附帯決議がなされている。

（新型インフルエンザ等特別対策措置法）

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院R2.3.11, 参議院R2.3.13））

各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。

3 全国知事会による「ロックダウン」に関する国への提言

全国知事会において、国に対して、基本的対処方針の変更などによる現行特措法下で可能な幅広い制限とそれを可能とする財源措置を含めた「徹底した人流抑制策」の検討を要望。（個人に対する罰則付きの外出抑制を意図するものではない。）

（全国知事会提言（9/11）「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言」より抜粋）

現行法制下で可能なことを実施する、いわゆる「ロックダウン」のような、徹底した人流抑制策について、国の責任の下で、特措法・旅館業法等の必要な法整備を早急に検討すること。また、直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更（中略）をはじめ、（中略）現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置（中略）も含め、速やかに検討すること。